公益信託恩村重成奨学基金第十八期決算公告

一、事業概要
　山口県の高等学校を卒業して大学に進学した者に対する奨学金育英事業として、奨学生九名を対象に奨学金合計三百四十五万六千円を給付した。
二、財産目録（平成二十五年三月三十一日現在）
　資産合計　六〇、一〇〇、四八九円
　負債合計　〇円
　正味信託財産　六〇、一〇〇、四八九円
　平成二十五年七月十日
　山口県下関市竹崎町四丁目二番三六号
　公益信託恩村重成奨学基金
　受託者　株式会社山口銀行

配当公告

札幌市西区発寒一五条一四丁目四番六〇号
　破産者　株式会社みさと産業
右の者に対する札幌地方裁判所平成二十四年（フ）第一二八七号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金一、一七一、三八〇、一七一円
一、配当をすることができる金額
　金一九、五六〇、〇九四円
　平成二十五年七月十日
　岡山市北区中山下一丁目九番一号山陽アルファ中山下ビル六階
　破産管財人　飛山　美保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市高田町字大町六〇番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　坂井　林子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年七月十日
　岩手県大船渡市盛町字内ノ目四番地一槌屋ビル二階　弁護士法人岩手銀河法律事務所
　大船渡事務所
　相続財産管理人　弁護士　川見　哲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市広沢町二丁目三二九三番地、最後の住所群馬県桐生市相生町五丁目四九三番地のぞみの苑
　被相続人　亡　若月　タカ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年七月十日
　群馬県渋川市石原五六番地三
　相続財産管理人　清水　敏晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町八八一番地、最後の住所群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町八八一番地の一
　被相続人　亡　加藤ふみ江
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年七月十日
　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町一七三三番地三　相続財産管理人　山崎　光夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都新宿区西新宿六丁目七番一号東京医科大学病院内、死亡の場所最後の住所に同じ、死亡年月日平成二十四年五月二十三日、出生の場所不詳、出生年月日不詳（死亡当時六十歳代位）、職業不詳
　被相続人　亡　氏名不詳
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年七月十日
　事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　小野寺良文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区白山四丁目一二三番地、最後の住所東京都文京区白山五丁目三六番八号白山寺本荘
　被相続人　亡　松島　敏平
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年七月十日
　東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千石三丁目三〇番地、最後の住所東京都文京区千石三丁目二〇番二号
　被相続人　亡　間野　重雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年七月十日
　事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　上村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区高島平二丁目三二番地、最後の住所東京都世田谷区上馬五丁目二七番四号トキワフラット一〇一
　被相続人　亡　遠藤　弘英
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十五年七月十日
　東京都中央区京橋一丁目一番一号八重洲ダイビル五階真和総合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　小川　典子

第29期決算公告　平成25年7月10日

札幌市中央区北12条西20丁目2－1

株式会社ベジフルシステム

代表取締役　西庄　英俊

貸借対照表の要旨

（平成25年4月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	434
	固定資産	57
	合計	491
負債及び純資産の部	流動負債	424
	固定負債	93
	株主資本	△26
	資本金	50
	利益剰余金	△76
	その他利益剰余金	△76
	（うち当期純損失）	（14）
	合計	491